

安心安全すまいる事業

①木造住宅の耐震診断員派遣事業(無料)

対象 市内にある木造一戸建ての住宅で、昭和56年5月31日以前に着工し、延べ面積の半分以上が居住用で、2階以下で延べ床面積が265㎡以下のもの

募集戸数 6戸

②木造住宅の耐震設計

対象 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、市の耐震診断員派遣事業を受け、改修が必要となった住宅

募集戸数 2戸

補助額 対象設計費の3分の1 ※上限10万円

③木造住宅の耐震改修工事

対象 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、市の耐震診断員派遣事業を受け、改修が必要となった住宅を耐震改修する住宅

募集戸数 2戸

補助額 対象工事費の3分の1 ※上限65万円

④木造住宅の除却

対象 現に居住している昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を除却し、耐震性のある住宅への建替えまたは住替えを行い、継続して市内に居住する方
※耐震診断もしくは簡易耐震診断の結果、基準に満たない住宅であること。

募集戸数 9戸

補助額 対象工事費の3分の1

※上限30万円

(居住誘導区域内への建替え、住替えは45万円)

⑤耐震シェルター等の設置

対象 市の耐震診断員派遣事業を受け、耐震基準に満たないと診断された住宅

募集戸数 1戸

補助額 対象工事費の2分の1 ※上限20万円

⑥ブロック塀等の除却費補助

対象物 道路、通学路等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等

対象工事 道路面からの高さを1メートル未満にする工事

申請件数 20件

補助額 対象工事費の2分の1 ※上限10万円

ー共通事項ー

申請方法 都市政策課または市ホームページで配布の申請書をご提出ください。



申請期間 ① …4月1日(月)～5月10日(金)

②～⑥…4月1日(月)～12月27日(金)

完了期限 ②③⑤⑥…令和7年3月31日(月)

④ …令和7年1月31日(金)

申請・問合せ先 都市政策課 都市計画係 ☎552-1511

お詫びと訂正

広報いといがわ・おしらせばん3月10日号の記載内容に誤りがありました。お詫びして、訂正いたします。

17ページ 源泉徴収義務者向け「定額減税」説明会誤)5月24日(金) 正)5月22日(水)



《糸魚川市福祉基金へ》

故 室川 正彦 様
故 室川 トキ 様から
金 5,000,000 円

《理科教育センターへ》

牛木 孝 様から
理科振興と動植物の記録として
植物標本、昆虫標本 一式

